

黒松内町企業誘致等促進条例施行規則（平成3年4月26日規則第5号）

（目的）

第1条 この規則は、黒松内町企業誘致等促進条例（平成2年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工場の範囲）

第2条 条例第2条第2号に規定する工場の範囲は、日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号）に掲げる製造業の事業所とする。ただし、たばこ製造業及び武器製造業は除くものとする。

（投下固定資産の範囲）

第3条 条例第2条第5号に規定する家屋及び償却資産は所得税法施行令（昭和40年制令第96号）第6条第1号、第2号、第3号、第6号及び第7号又は法人税法施行令（昭和40年制令第97号）第13条第1号、第2号、第3号、第6号及び第7号にそれぞれ掲げる資産であり、ガス、薬品、水、油等の貯留槽のうち、製造工程中にある中間受槽で、容量、規模等からみて、機械装置の耐用年数が適用されるもの並びに汚水処理施設及びばい煙処理施設等のうち機械装置に該当するものは機械装置に含むものとし、工場等用の建物及びその附属設備にあつては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1の工場用の建物及びその附属施設の耐用年数を適用する建物及びその附属設備のほか工場等の構内にある守衛所、詰所、監視所、タイムカード置場、自転車置場、更衣所、仮眠所その他これらに類する建物で工場等の建物としてその耐用年数を適用するもの及び発電所又は変電所の用に供するものは、建物及びその附属設備に含むものとする。

2 土地は、前項に規定する工場等の建物等の敷地であるもののほか工場等用の建物内における生産工程等と密接不可分な生産工程等を組織する当該事業のための屋外の土地及び法令の規定により設置を義務づけられている構築物の敷地を含み、これらの基準によって敷地の判定が困難な場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建ぺい率を用いて敷地の判定を行っても差し支えないものとする。

（常時使用する従業員）

第4条 条例中「常時使用する従業員」とは、1年を越えて常時雇用されるものをいう。

(指定の申請)

第5条 条例4条の規定による指定の申請は、工場等を新設し、又は増設する工事に着手する日の前日までに別記第1号様式の指定申請書を提出しなければならない。

(事業者の指定)

第6条 条例第3条第1項又は第2項の規定により指定したときは、別記第2号様式の指定書を交付するものとする。

第7条 削除

(承継人の届出)

第8条 条例第9条の2第2項の規定による承継人の届出は、別記第4号様式により速やかに届出なければならない。

(助成の措置等の申請)

第9条 条例第8条第1項の規定により助成の措置等を受けようとする者は、奨励金にあつては毎年度別記第5号様式の1、その他の助成の措置等にあつては、別記第5号様式の2、補助金にあつては別記第5号様式の3によって申請しなければならない。

(助成の措置等の決定通知)

第10条 条例第8条第2項の規定による決定通知は、別記第6号様式の1又は別記第6号様式の2若しくは別記第6号様式の3によって行うものとする。

(計画変更の申請)

第10条の2 条例第8条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた者は、当該補助事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第7号様式の計画変更承認申請を提出して町長の承認を受けなければならない。

(工事の着手及び完成の届出)

第11条 指定事業者は、指定に係る工事等の工事に着手したときは、当該着手の日から10日以内に別記第8号様式による工事着手届により町長に届け出なければならない。また、条例第3条第1項又は同条第2項の規定による指定前に工事に着工する場合も同様とする。

2 指定事業者は、当該工事等の工事が完成したときは、当該完成の日から10日以内に別記第9号様式による工事完成届により町長に届け出なければならない。

(補助事業実績報告書の提出)

第11条の2 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助事業が完了したとき速やかに別記第10号様式の補助事業実績報告書を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の補助金実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるか否かを確認し、適合と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の使途)

第11条の3 条例第7条第3項の規定により、工場及びソフトウェアハウスについて補助金の交付を受けた者は、当該補助金を当該工場及びソフトウェアハウスに係る生産、公害防止若しくは環境緑化の設備に充当しなければならない。

2 条例第7条第3項の規定により、試験研究施設について補助金の交付を受けた者は、当該補助金を当該試験研究施設に係る試験研究、公害防止若しくは環境緑化の設備に充当しなければならない。

3 前2項の規定により補助金を充当したときは、速やかに、別記愛11号様式の補助金使途報告書により町長に報告しなければならない。

(操業状況の報告)

第11条の4 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた日の属する年以降3年の間の各年(法人にあっては、当該補助金の交付を日の属する事業年度の初日から3年に満つる日までの間の各事業年度)の当該工場、ソフトウェアハウス及び試験研究施設の操業の状況をそれぞれ当該決算終了後2ヶ月以内に別記第12号様式の操業状況報告書により町長に届け出なければならない。

(操業等の開始の届け出)

第12条 指定事業者は、当該工場等の操業または事業(以下「操業等」という。)を開始したときは、当該操業等の開始の日から10日以内に別記第13号様式による操業(事業)開始届により町長に届け出なければならない。

(操業等の休止等の届出)

第13条 指定事業者は、当該工場等の操業等を休止し、又は廃止したときは、その事由、当該操業等を著しく変更したときは、その事由及び内容をそれぞれ当該事実が生じた日から10日以内に別記14号様式の操業(事業)休止(廃止、変更)届により町長に届け出なければならない。

第14条 削除

(奨励金及び補助金の交付)

第15条 奨励金及び補助金の交付については、この規則に定めるもののほか黒松内町補助金等交付規則(昭和50年規則第12号)の定めるところによる。

(委員会の補則)

第16条 条例第12条第2項の規定による委員の委嘱にあたっては、再任を防げないものとする。

2 委員会の運営に関しては、条例に定めるもののほか必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年8月6日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。